

幼稚園教諭実務経験者の保育士資格取得特例について

○総論

検討会での主な意見

- ・ 保育士資格取得特例は、あくまでも期間を限った措置であるという前提の下で検討する必要がある。
- ・ 保育士資格と幼稚園教諭免許の取得特例について、取得に必要な履修時間等に関して双方のバランスを取る必要がある。
- ・ 幼稚園免許更新の30時間の履修時間であっても、その履修時間を確保することが大変である現状を踏まえ、履修方法や時間について検討する必要がある。

○実務経験の算定対象とする施設について

1. 検討会での主な意見

- ・ 「幼稚園、保育所、認定こども園（保育所型・地方裁量型の幼稚園機能部分、幼稚園型・地方裁量型の保育所機能部分）、へき地保育所、小学校・放課後児童クラブ（人事交流によるもの）」は、算定対象施設として良いのではないか。
- ・ 小学校教諭としての経験は実務経験に含めなくて良いのではないか。
- ・ 「幼稚園以外の幼児教育を行う施設等」は算定対象から除くべきではないか。
- ・ 「認可外保育施設」は保育指針に沿っているか、指導監督の状況などを考慮して個々に検討が必要ではないか。

〔座長による議論の整理（第8回検討会）〕

- ・ 「認定こども園（保育所型、地方裁量型）の幼稚園機能部分」「特別支援学校幼稚部」「小学校・放課後児童クラブ（人事交流によるもの）」「保育所」「認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）の保育機能部分」「へき地保育所」を算定対象とし、「幼稚園以外の幼児教育を行う施設」は対象外としてよいのではないか。
- ・ 認可外保育施設は、指導監督の仕組みの中で、どの程度指導監督が行き届いている施設なのか。それから、保育所保育指針に則って保育を実施していたところなのかどうか。そういった点からの検討が必要。

2. 主な意見を踏まえた算定対象施設の考え方

- ・ 幼稚園における実務経験を評価した保育士資格取得特例として、資格取得に必要な単位を軽減することから、保育所での保育内容と共通性の高い「幼稚園教育要領」（又は「保育所保育指針」）に基づく教育・保育を実施している施設を算定対象施設とする。
- ・ 認可外保育施設については、「保育所保育指針」に準ずる保育を行っているものとして、認可外保育施設指導監督基準を満たしていることが確認できる施設を算定対象施設とする。

3. 具体的な検討内容

①保育所、幼稚園及び認定こども園は、「幼稚園教育要領」又は「保育所保育指針」に基づく乳幼児を対象とした教育・保育を実施していることから、実務経験の算定対象施設としてはどうか。

②特別支援学校幼稚部及びへき地保育所は、「幼稚園教育要領」又は「保育所保育指針」に準ずる教育を実施していることから、実務経験の算定対象施設としてはどうか。

③認可外保育施設は、「保育所保育指針」に準ずる保育を実施することとされているが、実施形態が様々であるため、実務経験の算定対象施設とする認可外保育施設は、次の条件をいずれも満たす施設としてはどうか。

i 認可外保育施設指導監督基準を満たしていることが確認できる施設

ii 一定規模の集団により継続的に保育を行うことを目的としている施設

（一時的な利用や夜間の利用を中心とする施設を除く）

※幼稚園併設型認可外保育施設については、幼稚園と一体の施設として指導監督を受けていることから算定対象施設とする。

④小学校・放課後児童クラブ（人事交流によるもの）については、

・対象児童の年齢及び幼稚園教育要領に準じた教育が実施されていないことに着目し、実務経験の算定対象外施設とするか。

・教育・保育の連携という人事交流の趣旨から、一律に対象外施設とせず、必要とする実務経験年数（例：3年）のうちの一定の期間（例：1年）に限定したうえで実務経験の算定対象施設とするか。

○実務経験年数について

1. 検討会での主な意見

- ・経験を積んだ施設の種類や幼稚園教諭免許の免許種別により、実務経験年数の差は設けないほうが良いのではないか。
- ・何年前の勤務経験まで認めるのか検討が必要ではないか。
- ・必要な実務経験年数は「3年かつ4,320時間」または「4,320時間」とすることが適当ではないか。

[座長による議論の整理（第8回検討会）]

- ・幼稚園免許の1種・2種・専修の種別と幼稚園等の施設の種別によって、経験年数に差を設けない。「3年かつ4,320時間」にするか「4,320時間」にするのかについては、もう一度議論を詰める。

2. 主な意見を踏まえた実務経験年数の考え方

- ・算定対象施設を、「幼稚園教育要領」（又は「保育所保育指針」）に基づく教育・保育を実施している施設とする場合は、それぞれの施設における保育等の内容に共通性が高いことから、経験を積んだ施設の種類により、実務経験年数の差を設けない。
- ・幼稚園教諭免許を有して、幼稚園等の算定対象施設で勤務した経験を評価することとし、免許種別による差を設けない。
- ・保育士試験の特例を適用するためには、幼稚園教諭として一定の経験を得ていることに加え、幼稚園教員免許の取得特例との均衡を考慮し、3年間の実務経験を必要とする。
また、非常勤職員等で勤務日数が少ない者もいることから、保育士試験の実務経験の基準と同様に、6時間×20日×3年（36か月）＝4,320時間という条件を加える。
（勤務期間の条件は設けずに、「4,320時間」のみを特例適用の条件とする場合、9時間×20日×24か月＝4,320時間のように、2年間程度で条件を満たすことが可能となるため、「3年間」と「4,320時間」の双方を満たす条件が必要。）。

3. 具体的な実務経験年数の検討

- ・経験を積んだ施設の種類や幼稚園教諭免許の免許種別により、実務経験年数の差は設けないこととし、必要とする実務経験年数については「3年かつ4,320時間」としてはどうか。
- ・保育士試験及び幼稚園教員認定試験では、受験に必要な実務経験について有効期限を設けていない。本特例も同様に、勤務経験に有効期限を設けないこととしてはどうか。

○幼稚園教諭実務経験者が受験を必要とする科目、試験科目免除を行うための履修科目

1. 検討会での主な意見

(試験科目・履修科目と各委員の意見)

	試験科目	履修科目	履修形態 ・単位	各委員の意見
1	社会福祉	社会福祉	講義・2	免除・履修必要
2		相談援助	演習・1	免除
3	社会的養護	社会的養護	講義・2	履修必要
4		社会的養護内容	演習・1	免除
5	児童家庭福祉	児童家庭福祉	講義・2	免除・履修必要
6		家庭支援論	講義・2	免除・履修必要
7	子どもの保健	子どもの保健Ⅰ	講義・4	履修必要
8		子どもの保健Ⅱ	演習・1	免除・履修必要
9	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習・2	免除・履修必要
10	保育原理	保育原理	講義・2	免除
11		乳児保育	演習・2	履修必要
12		保育相談支援	演習・1	免除・履修必要
13		障害児保育	演習・2	免除
14	保育実習理論	保育内容総論	演習・1	免除
15		保育内容演習	演習・5	免除
16		保育の表現技術	演習・4	免除

(各履修科目についての意見)

「社会福祉」「児童家庭福祉」

- ・「社会福祉」「児童家庭福祉」のいずれか1科目を履修すれば良いのではないか。

「相談援助」

- ・保護者の相談に応じた経験を踏まえて免除してよいのではないか。

「社会的養護」

- ・保育士として児童養護施設等で働く可能性があるため、履修が必要ではないか。
- ・被虐待児は9割が地域で暮らしている。また、児童福祉施設で働く者として履修が必要ではないか。

「社会的養護内容」

- ・演習科目であるため、実務経験を考慮しても良いのではないか。

「家庭支援論」「保育相談支援」

- ・保育士としての専門的役割を修得する科目のため、履修が必要ではないか。
- ・幼稚園の勤務経験により、相談支援・家庭支援を経験しているため免除してよいのではないか。

「子どもの保健Ⅰ」「子どもの保健Ⅱ」「子どもの食と栄養」

- ・子どもの保健は、衛生面や生命保持の観点から履修が必要ではないか。(子どもの保健Ⅰ・子どもの保健Ⅱ)
- ・演習科目であるため、実務経験を考慮しても良いのではないか。(子ども保健Ⅱ・子どもの食と栄養)
- ・幼稚園で2～3年勤務している間に、園児の感染症対応、弁当の対応、健康への対応も経験していることに対する評価が必要ではないか。(子ども保健Ⅰ・子ども保健Ⅱ・子どもの食と栄養)

「乳児保育」

- ・幼稚園では乳児に接する経験がないため、履修が必要ではないか。
- ・試験科目「保育原理」は、「乳児保育」を履修することで免除できるのではないか。

「障害児保育」

- ・特別支援教育として学んでいることを考慮して免除してよいのではないか。
- ・演習科目であるため、実務経験を考慮しても良いのではないか。

「保育内容総論」「保育内容演習」「保育の表現技術」

- ・実務経験を考慮して、免除できるのではないか。

2. 主な意見を踏まえた受験科目及び履修科目の考え方

(試験科目)

幼稚園勤務による、保育に関する経験や表現活動の経験を考慮し、「保育実習理論」の受験を免除してはどうか。

また、「保育実習理論」以外の受験科目については、次の科目を履修することで受験を免除することを検討してはどうか。

(履修科目)

- ① 幼稚園での勤務では経験できない「乳児保育」は必修としてはどうか。
- ② 特例により取得した保育士資格であっても、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設において保育士として勤務することが可能となるため、「社会的養護」は必修としてはどうか。

- ③-1 幼稚園での勤務による教育・保育の経験や、家庭等に対する相談・援助等の経験を考慮し、「保育原理」及び「相談援助」については、履修を免除し、「家庭支援論」については必修としてはどうか。
- ③-2 幼稚園での勤務による教育・保育の経験や、家庭等に対する相談・援助等の経験を考慮し、「保育原理」、「相談援助」及び「家庭支援論」については、履修を免除してはどうか。
- ④-1 演習科目（「社会的養護内容」及び「障害児保育」）については、実務経験を考慮して履修を免除し、「子どもの保健Ⅱ」、「保育相談支援」については必修としてはどうか。
- ④-2 演習科目（「社会的養護内容」、「子どもの保健Ⅱ」、「保育相談支援」及び「障害児保育」）については、実務経験を考慮して履修を免除してはどうか。
- ⑤ 幼稚園での勤務により、児童の感染症や疾病時の対応及び食事に関する関わりを経験していることから、「子どもの保健Ⅰ」と「子どもの食と栄養」については、実務経験を考慮した内容としてはどうか。
- ⑥ 幼稚園での勤務により、幼児教育機関として子育て支援機関や家庭との連携などを体験していることから、「社会福祉」と「児童家庭福祉」については、実務経験を考慮した内容としてはどうか。

3. 具体的な検討内容（履修科目の案）

- 案1： 2の①・②・③-1・④-1に基づく履修科目案
 案2： 2の①・②・③-2・④-2に基づく履修科目案
 案3： 2の①・②・③-2・④-2・⑤に基づく履修科目案
 案4： 2の①・②・③-2・④-2・⑤・⑥に基づく履修科目案

履修科目名	単位数	案1	案2	案3	案4
①社会福祉（講義）	2	2	2	2	2
②児童家庭福祉（講義）	2	2	2	2	
③社会的養護（講義）	2	2	2	2	2
④家庭支援論（講義）	2	2	—	—	—
⑤子どもの食と栄養（演習）	2	2	2	2	2
⑥子どもの保健Ⅰ（講義）	4	4	4		
⑦子どもの保健Ⅱ（演習）	1	1	—	—	—
⑧乳児保育（演習）	2	2	2	2	2
⑨保育相談支援（演習）	1	1	—	—	—
合計		18	14	10	8

(参考)

①通学課程による履修例

- ・ 講義 2 単位 = 15 コマ (1 コマ 90 分) 履修
- ・ 演習 2 単位 = 30 コマ (1 コマ 90 分) 履修

案 1 (講義 12 単位・演習 6 単位)	講義: 15 コマ × 6 = 90 コマ ・ 演習: 30 コマ × 3 = 90 コマ ◎合計 180 コマ → 1 日 4 コマ履修で、約 45 日
案 2 (講義 10 単位・演習 4 単位)	講義: 15 コマ × 5 = 75 コマ ・ 演習: 30 コマ × 2 = 60 コマ ◎合計 135 コマ → 1 日 4 コマ履修で、約 34 日
案 3 (講義 8 単位・演習 2 単位)	講義: 15 コマ × 4 = 60 コマ ・ 演習: 30 コマ × 1 = 30 コマ ◎合計 90 コマ → 1 日 4 コマ履修で、約 23 日
案 4 (講義 6 単位・演習 2 単位)	講義: 15 コマ × 3 = 45 コマ ・ 演習: 30 コマ × 1 = 30 コマ ◎合計 75 コマ → 1 日 4 コマ履修で、約 19 日

②通信課程による履修例

- ・ 講義 2 単位 = テキスト独習 + レポート (1 回) + 試験 (1 回)
- ・ 演習 2 単位 = テキスト独習 + レポート (1 回) + 試験 (1 回) + 面接授業 (7.5 コマ)

案 1 (講義 12 単位・演習 6 単位)	◎独習 + レポート (9 回) + 試験 (9 回) + 面接授業 (22.5 コマ → 1 日 4 コマ履修で、約 6 日)
案 2 (講義 10 単位・演習 4 単位)	◎独習 + レポート (7 回) + 試験 (7 回) + 面接授業 (15 コマ → 1 日 4 コマ履修で、約 4 日)
案 3 (講義 8 単位・演習 2 単位)	◎独習 + レポート (5 回) + 試験 (5 回) + 面接授業 (7.5 コマ → 1 日 4 コマ履修で、約 2 日)
案 4 (講義 6 単位・演習 2 単位)	◎独習 + レポート (4 回) + 試験 (4 回) + 面接授業 (7.5 コマ → 1 日 4 コマ履修で、約 2 日)